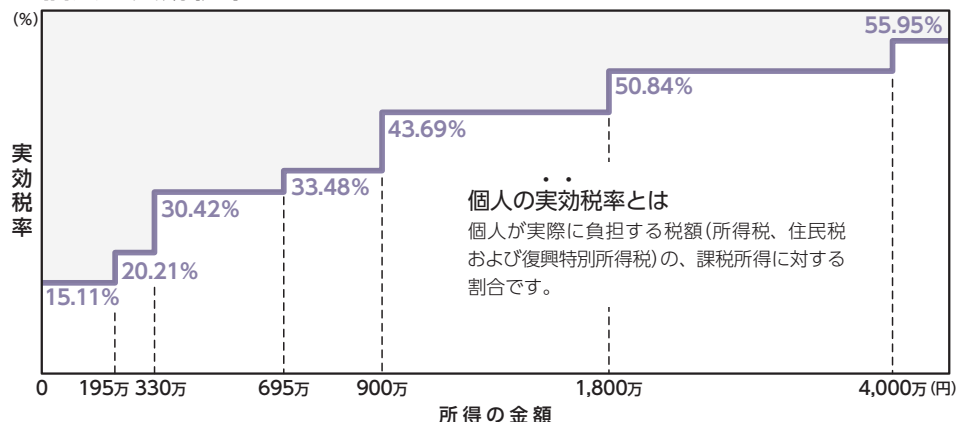


# 所得税率 税率構造

## 個人の実効税率



## C O L U M N

### 【子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充】

住宅ローン控除の借入限度額は2024年度以降縮減されますが、子育て支援の観点から、一定の**子育て世帯等**(※)の住宅ローン控除については、2024年の入居に限り、**借入限度額の上乗せ措置**が講じられます。

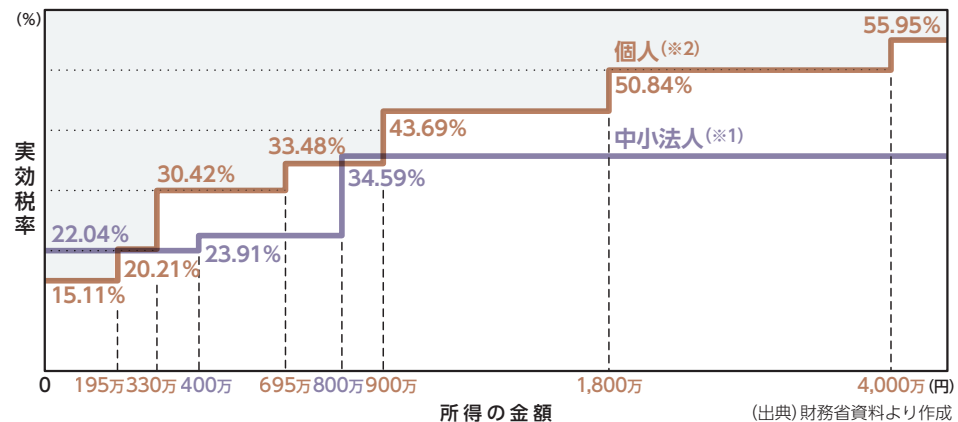
#### 住宅ローン控除の借入限度額

住宅の区分		原則	子育て世帯等
買取 ・ 新築 ・ 再販	認定住宅	4,500万円	5,000万円
	ZEH水準省エネ住宅	3,500万円	4,500万円
	省エネ基準適合住宅	3,000万円	4,000万円

(※)本措置の対象となる一定の**子育て世帯等**とは、19歳未満の扶養親族を有する個人や、自身または配偶者のいずれかが40歳未満の個人です。

## 〈中小法人と個人の比較〉

### 中小法人と個人の税率構造



(※1) 中小法人の実効税率の計算上、地方税の税率は超過税率(東京都)を前提として計算しています。

(※2) 個人の実効税率は、所得税、住民税および復興特別所得税をあわせた税率です。

個人事業税の課税対象となる所得があり、当該所得金額が290万円を超える場合は、290万円を超える部分に事業種目に応じて3%から5%の課税がされます。

### 中小法人と個人の負担税額

課税所得金額	負担税額	
	中小法人	個人
200万円	45万円	30万円
400万円	90万円	78万円
600万円	139万円	139万円
800万円	189万円	203万円
1,000万円	263万円	280万円
5,000万円	1,735万円	2,308万円

(注1) 個人の負担税額は、所得税、住民税および復興特別所得税をあわせた金額です。

(注2) 実際の負担税額は、各種控除の利用状況などにより変動します。

2024  
改正

## 所得税・個人住民税の定額減税

デフレマインドの払拭と賃金上昇・消費拡大・投資拡大の好循環の実現につなげていくため、2024年の所得税・個人住民税について定額減税が実施されます。

### (1)対象者

所得税・個人住民税の合計所得金額(※1)が**1,805万円以下**(※2)である、居住者(所得税)または納税義務者(個人住民税)が対象となります。

(※1)所得税については2024年分、個人住民税については2023年分の合計所得金額。

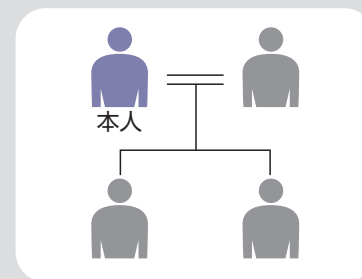
(※2)給与所得のみの場合には、収入金額2,000万円以下。

### (2)特別控除の額

所得税、個人住民税からそれぞれ次の金額の合計額を控除します。

所得税	本人	: 3万円
	同一生計配偶者 または扶養親族	: 3万円(1人につき) <small>(注1)所得税額を限度とする。</small>
個人住民税	本人	: 1万円
	控除対象配偶者 または扶養親族	: 1万円(1人につき) <small>(注2)所得割の額を限度とする。</small>

〈具体例〉 家族構成:納税者本人、扶養親族である配偶者と子供2人



所得税	▲12万円 (▲3万円×4人)	定額減税 合計▲16万円
個人住民税	▲4万円 (▲1万円×4人)	

### (3)特別控除の主な実施方法

定額減税は、2024年6月以降、所得税の源泉徴収、個人住民税の特別徴収等を通じて、実務上できる限り速やかに実施されます。

	所得税	個人住民税
給与所得者	2024年6月1日以後最初に支給を受ける給与等(賞与を含む)の源泉徴収税額から順次控除	2024年7月から2025年5月まで特別控除額控除後の個人住民税の額の11分の1の額を毎月徴収
事業所得者等	・2024年分の所得税に係る第1期分予定納税額から順次控除 ・確定申告書を提出する事業所得者等は確定申告で控除	2024年分の個人住民税に係る第1期分予定納税から順次控除
公的年金等受給者	2024年6月1日以後最初に支払を受ける公的年金等の源泉徴収税額から順次控除	2024年10月1日以後最初に支払を受ける公的年金等の特別徴収税額から順次控除

適用時期 2024年分の所得税および個人住民税について適用されます。

# ストックオプション税制の拡充

ストックオプション税制の要件が緩和されます。

## ストックオプション税制とは？

一定の要件を満たした場合、権利行使時の給与所得等課税を株式売却時まで繰り延べ、株式売却時に株式譲渡益として課税する制度です。

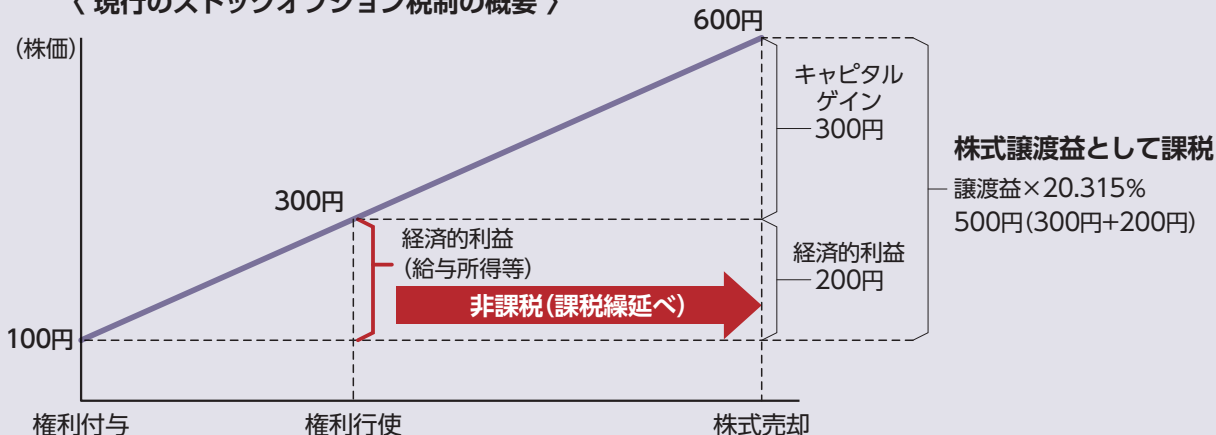
### 【主な要件】

- ・権利行使期間：付与決議の日後2年を経過した日から10年を経過する日まで（設立5年未満の非上場会社は15年を経過する日まで）
- ・譲渡制限：新株予約権の他者への譲渡は禁止

### 【適用対象者】

- ・取締役、執行役および使用人
- ・一定要件を満たす社外高度人材

〈 現行のストックオプション税制の概要 〉



## (1) 株式保管委託要件の緩和

**改正前** 権利行使後、証券会社等による管理がなされていること

**改正後** 一定の要件を満たせば、証券会社等による管理が不要

- 要件1:権利行使により交付される株式が譲渡制限株式であること
- 要件2:ストックオプション発行者により管理等がされること

## (2) 権利行使価額の年間限度額の引上げ

**改正前** 1,200万円(一律)

改正後	非上場	上場
設立以後5年未満	2,400万円	2,400万円
設立の日以後5年以上20年未満	3,600万円	3,600万円(上場5年未満) 1,200万円(上場5年以上)
設立20年以上	1,200万円	1,200万円

## (3) 社外高度人材に係る要件の見直し

	改正前	改正後
・国家資格を有する者 ・博士の学位を有する者 ・高度専門職の在留資格者	実務経験3年以上	実務経験不要
教授、准教授	—	対象
上場会社の役員経験者	役員経験3年以上	役員経験1年以上
・上場会社の重要な使用人 ・非上場会社の役員、重要な使用人等	—	実務経験1年以上等
先端人材	将来成長発展が期待される分野の 人材育成事業の従事者	
・エンジニア ・営業担当者 ・資金調達従事者等	・開発に2年以上従事 ・一定の売上要件	・活動範囲の拡充 ・一定要件の追加

# 新しいNISA制度

若年期から高齢期に至るまで長期・積立・分散投資による継続的な資産形成を行えるようNISA制度が刷新されました。

## 新制度のポイント

- point ① □座開設がいつでも可能、非課税保有期間は無期限
- point ② つみたて投資枠(年間)は旧制度の3倍! 成長投資枠(年間)は一般NISAの2倍! つみたて投資枠と成長投資枠は併用可能
- point ③ 生涯非課税限度額は簿価残高方式で管理し、売却した場合には翌年以降、枠の再利用が可能
- point ④ 旧制度での新たな投資は2023年までだが、投資済みの金融商品は旧制度で保有できる

	旧制度 (~2023年)		並存	新制度 (2024年~)	
□座開設期間	つみたて	旧制度で新規口座開設は2023年で終了 非課税保有期間が満了するまでは、 旧制度で保有できる	つみたて	いつでも開設可能	
	一般		成長		
年間投資上限額	つみたて	40万円	つみたて	120万円	最大 360万円
	一般	120万円	成長	240万円	
生涯非課税限度額	つみたて	最大 800万円	つみたて	最大 1,800万円 (うち成長投資枠 最大 1,200万円) 売却で枠の再利用可能	
	一般	最大 600万円	成長		
投資対象商品	つみたて	長期積立・分散投資に適した一定の投信	つみたて	積立・分散投資に適した一定の投信 上場株式・投信等 (対象外:高レバレッジ投信等)	
	一般	上場株式、ETF、REIT、株式投信	成長		
非課税保有期間	つみたて	最長 20年間	つみたて	無期限	
	一般	最長 5年間	成長		
つみたて・一般(成長)の併用	不可		可能		

(注) 18歳以上(利用する年の1月1日時点)の日本居住者が対象です。

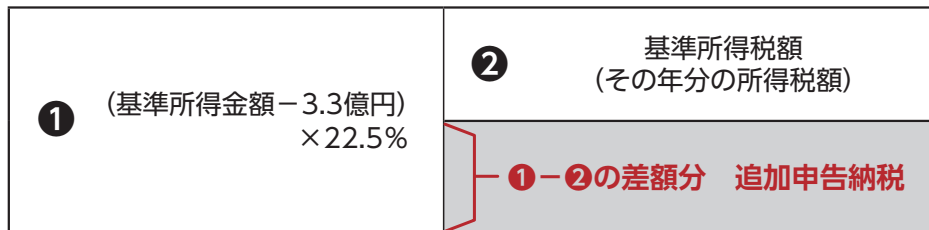
適用時期 2024年1月1日から適用されます。

# 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化

税負担の公平性の観点から、極めて高い水準の所得について所得税負担の適正化のための措置が設けられました(高額所得者ミニマムタックス)。

## (1)概要

基準所得金額から**3.3億円**を控除した金額に**22.5%**の税率を乗じた金額が基準所得税額を超える場合には、その超える金額に相当する所得税が課されることになります。



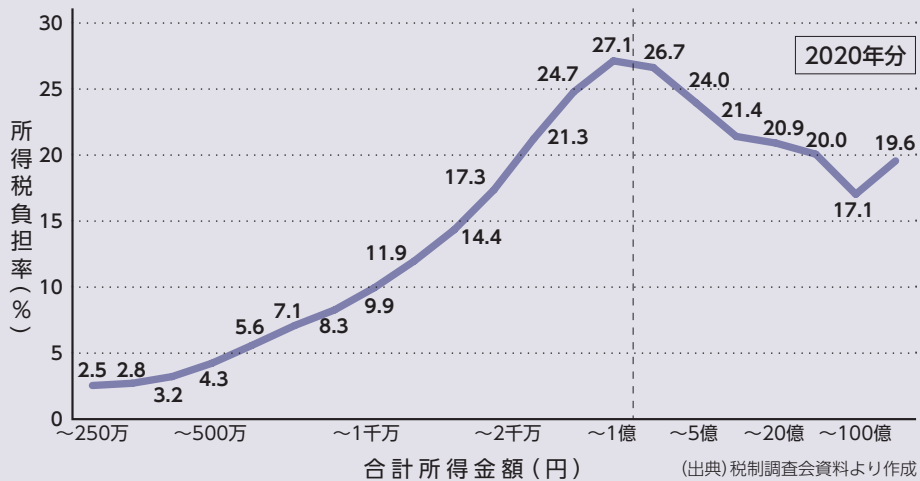
## (2)基準所得金額の範囲

基準所得金額は、**申告不要制度を適用しないで計算**した合計所得金額をいいます。

基準所得金額とは？	
含まれる所得	株式譲渡所得、土地建物の譲渡所得、配当所得、給与・不動産所得、その他の各種所得の合計額(一定の特別控除後の金額)
除かれる所得	NISA制度及びスタートアップへの再投資に係る非課税措置における非課税金額

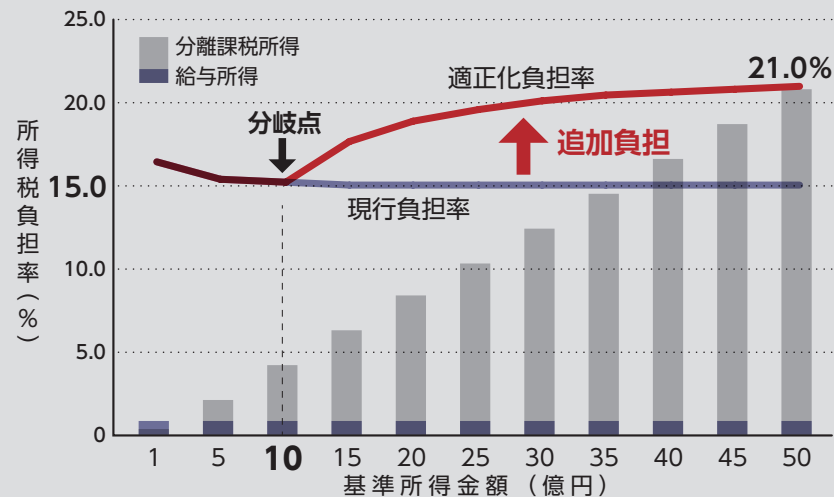
### 〈背景〉1億円の壁問題

高所得者層において所得に占める**金融所得等**(株式・不動産の譲渡所得等)の割合が高いことにより、所得税負担率が低下する傾向がみられます。



### 〈具体例〉給与収入2,000万円と分離課税所得50億円までの所得税負担率の推移

分離課税所得が**約10億円超**から追加の税負担が必要となります。

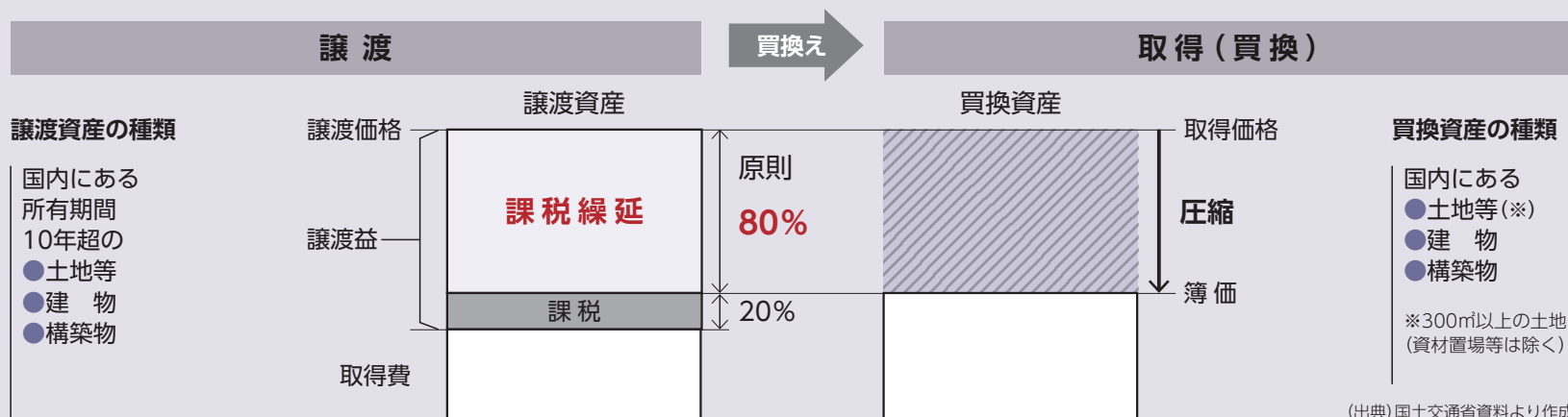


適用時期 **2025年分の所得税から適用されます。**

# 事業用資産(長期保有土地等)の買換えの場合の課税の特例措置等に係る要件の見直し

## 制度の概要

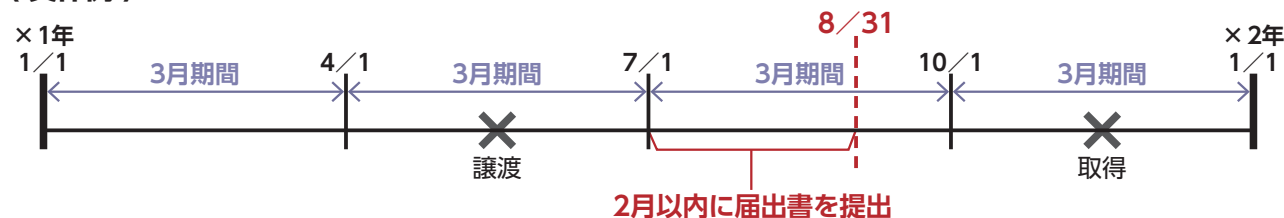
個人(法人の場合も同様)が、その年の1月1日において所有期間が10年超の国内の土地等を譲渡し、特定の資産を取得する場合には、その譲渡益の原則80%を将来に繰り延べることができます。



## 届出要件の追加

**同一年内(法人の場合は同一事業年度内)に譲渡資産の譲渡と買換え資産の取得をした場合**に本制度の適用を受けるためには、譲渡の日または取得の日のいずれか早い日を含む3月期間の末日の翌日から2月以内に、一定の事項を記載した**届出書を納税地の所轄税務署長に提出**しなければなりません(法人税についても同様)。

### 〈具体例〉



### 同一年内ではなくなった場合

譲渡資産の譲渡の時期または買換え資産の取得の時期が当初予定から変更となり、結果として同一年内に譲渡と取得が行われなかったこととなるケースが想定されます。

これらの場合、改正前と同様、一定の手続きが別途必要となります。

**適用時期** 2024年4月1日以後に譲渡資産の譲渡をし、かつ、同日以後に買換え資産の取得をする場合に適用されます。